

## 平成26年度 第5回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成26年10月7日(火) 午前10時00分  
開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室  
出席委員 大砂会長 押川会長代理 木多委員 江川委員 井川委員 稲田委員

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。事務局より第9号議案の説明をお願いします。

事務局

### 第9号議案説明

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。

委員 当該空地の利用者は申請敷地の一軒のみですか。

事務局 申請敷地の他に空地をはさんだ北側の鉄骨造の2階建て住宅および木造の2階建て住宅が南側に玄関があり、当該空地を利用しております。東側の木造の2階建て住宅は北側に接しており、空地入り口の2軒は42条道路に接しておりますので許可は不要です。

委員 北側の2軒の北側は道路ではないのですか。

事務局 建築基準法の道路には該当せず、出入口もありません。

委員 空地の所有はどうなっていますか。

事務局 各敷地の持ち出しの所有となっております。

委員 北側の2軒の住宅は古いのですか。

事務局 北側の住宅については建物登記事項証明の添付を求めておりませんので、建築年度はわかりません。

委員 将来建て替える時に空地は4mに広がるのですか。

事務局 はい。建て替えの際は許可が必要になりますので、中心後退を求め4mの空間に広がると思われれます。

委員 空地の入り口部分については、今後広がらないのですか。

事務局 空地の入り口部分の敷地は42条道路に接道しておりますので、広げさせることは出来ないと考えております。

委員 現状の3mの幅員が維持されるという前提で許可をするということですか。

事務局 そうです。許可にあたっては、空地入り口の所有者から空地を使って建物を建てることへの同意書をとっております。

会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませ

んか。ないようですので同意することといたします。それでは事務局より報告事項をお願いします。

事務局

報告事項 法第43条第1項ただし書き許可 1件
-------------------------

会長

ただ今の報告事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

委員

既存の建物は平成8年築となっていますが、43条ただし書きの許可をとっているのですか。

事務局

43条ただし書きが許可になりましたのは平成11年以降ですので、許可はとっておりません。

委員

確認はあるのですか。

事務局

確認はありますが、完了検査は受けておりません。ただし、工事中の写真等がありましたので、既存につきまして、ガレージについてはコンクリートのコア抜きをし、圧縮強度試験を行い再計算することで、構造の安全性の確認をしております。ガレージと木造住宅は構造的に別棟になっております。住宅の増築については、壁を一度取り払ってスケルトン状態にしての上増築となります。木造の構造につきましては、現行法令に適合していることを確認しております。

会長

その他ご質問、ご意見ございませんか。ないようですので、報告は以上とします。それでは、事務局からその他、連絡事項があればお願いします。

事務局

次回の建築審査会は11月13日午前10時から高層棟4階の特別会議室での開催を予定しております。今回の署名委員は木多委員、井川委員にお願いいたします。

会長

それでは建築審査会を終了いたします。ありがとうございました。